

行動計画（第4回）

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行う為、次の様に行動計画を策定する。

1. 計画期間 2025年4月1日～2030年3月31日迄の5年間

2. 内容

目標1：男性の育児休業取得率40%以上とする。

<対策>

2025年4月 管理者会議にて男性育休取得等の共有

2025年4月 男性育休についての情報を社員へ周知

2025年10月 男性育休の研修を実施

目標2：フルタイム勤務者の1人当たりの毎月の法定時間外労働時間を平均11時間以内とする。

<対策>

2025年4月 法定時間外労働時間の分析等を実施

2025年4月 毎月、部署責任者へ社員の法定時間外労働時間を周知

2025年10月 管理職に対して法定時間外労働時間抑制の研修会を実施

目標3：産前・産休・育休の職員に対しての柔軟な働き方を実現する。

<対策>

2025年4月 厚生労働省が作成した育休復帰支援プラン、育休復帰支援面談シートを活用

2025年10月 時差出勤、短時間勤務の内容拡充

2025年10月 復職者向けの説明会を実施

以上